

岩手県告示第89号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和8年2月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和8年2月3日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社まるだい
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市大東町摺沢字新右エ門土手3番地の2
 - ウ 代表者の氏名 加藤二郎
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一4）第4665号
 - (3) 処分の内容 内装仕上工業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和8年1月27日付けで内装仕上工業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和8年2月3日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社高橋塗装店
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市山目町二丁目14番19号
 - ウ 代表者の氏名 高橋勇夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一7）第6083号
 - (3) 処分の内容 塗装工業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和8年1月28日付けで塗装工業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和8年1月29日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社菊池重機
 - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町船越第6地割87番地12
 - ウ 代表者の氏名 川村浩光
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一3）第7068号
 - (3) 処分の内容 土木工業及びとび・土工工業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和8年1月28日付けで土木工業及びとび・土工工業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和8年2月3日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社牧野鋳金
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市石鳥谷町八幡第1地割13番地15
 - ウ 代表者の氏名 牧野榮
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一5）第9946号
 - (3) 処分の内容 屋根工業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和8年2月3日付けで屋根工業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和8年2月2日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 ダイイチ住設サービス

イ 主たる営業所の所在地 花巻市若葉町一丁目9番16号

ウ 代表者の氏名 大木一夫

エ 許可番号 岩手県知事許可(般一4)第40042号

(3) 処分の内容 管工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和8年2月2日付けで管工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。